



# 加じき

広報

第 154 号

44. 7. 3 発行

発行所 加治木町役場

発行者 曾木隆輝

担当者 向江巧

編集者 中元邦夫

印刷所 吉屋印刷

全ご家庭に、もれなく配布



早いもので、一年間の半分を過ぎました。これからは本格的な真夏を迎え、日射しが強く夜もむし暑い季節となります。  
夏休みも、もうすぐ。楽しいプランをお立てのことでしょう。海や山での事故を防ぐために、くれ

ぐれも気をゆるめないようにしたいものです。  
農繁期に入り、つい留守をしがち。戸じまり、火の始末、幼児や老人の身のまわりには特に細心の注意を配りたいもの。  
十五日は農業委員の選挙です。



# 7月15日は

# 農業委員の選挙です

七月十五日は、農業委員会委員の選挙が行なわれます。農業委員の任期は三年となっており、こんど七月二十日で任期を終えるため選挙を行なうものです。当町の選挙による委員の定数は十名です。

## 農業委員の仕事

農業委員の仕事は、農地の利用関係の調整、農地等の交換分合、自作農の創設維持、その他農業全般についての問題を、総合的に解決する重要な役割りをもっています。

農業委員会は、農業に関するいろいろの問題を、いつでも相談できるところです。その相談に応じてくれる人たちの選ぶのが、農業委員の選挙です。

惑わず、誘わず、お互いに「きれいな選挙」にしたいものです。せっかくなので、選挙違反にひっかけり馬鹿を見た例が、新聞紙上などで、すでにご承知のことと思います。違反行為には、くれぐれもご注意ください。

## 投票日

七月十五日（火）

## 投票時間

午前七時から午後六時まで（鎮守投票所は午後五時まで）

## 投票できる人

町内に住所を有する満二十歳以上の人で、十アール以上の農地について六十日以上、耕作の業務を営む者および同居の親族、配偶者。

## 代理投票

代理投票もできますので、字の書けない人は、投票所の係りに申し出て書いてもらいせつかくの投票が無効にならないようにしたいものです。

## 不在者投票

投票の当日、次のことがらに該当する人は、投票日の前日まで不在者投票をしてください。

なお、不在者投票をする場合は、それぞれの事由を証明する書面を提出して申し出なければなりません。

## 農業委員選挙の有権者数

(昭四四・三・三二現在)

投票区	投票所	登録者数	世帯数
1	町役場	八三四人	二八六戸
2	錦江小	一、二〇一人	五三四戸
3	永原小	八一一人	二三四戸
4	鎮守小	三四〇人	一一九戸
5	竜門小	九七五人	四三〇戸
6	中野小	二七四人	一一九戸
合計		四、四三五人	一、九三二戸

投票区	投票所
第一	町役場
第二	錦江小
第三	永原小
第四	鎮守小
第五	竜門小
第六	中野小

## 投票所

- ① その市町村外で職務または業務に従事中的人。
- ② やむを得ない用務や事故のため市町村外に旅行または滞在中の人。
- ③ 病氣、負傷、妊婦、不具または産じよくにあるため歩くことが非常に困難な人
- ④ 交通至難の島などで命令で定める地域に居住中、または滞在中の人や職務または業務に従事中的人。

農政に私も参加この一票

4409  
12  
16  
選挙区を区別して記入する